

筑紫台学園 筑紫台高等学校 生徒心得

この心得は、筑紫台高等学校生として、心得るべき大要を示したものです。
学校生活の指針としてこの心得を実践し、有意義なスクールライフを送れる
ように努めましょう。

筑紫台高等学校生徒育成部



校章の由来

菅公^{ゆか}縁りの地に、創立された本校の校章は
飛梅の花を中心に、無限の生命力を持つ
檜の葉を以て、若さと雄々しさを表現する。
三枚の葉はそれぞれ校訓の忍耐，創造，
友愛を表わすものである。

建学の精神

心身を鍛錬し創造心に富み
人間性豊かな全人教育を目指す

校 訓

忍耐 創造 友愛

学校教育目標

社会に貢献する「志」ある人間の育成を目指す

煥たり筑紫台

(筑紫台高等学校校歌)

作詞 溝口梅男
補作 星野哲郎
作曲 上田 亨

一、緑したたる四王寺の山

恵みあふれる筑紫の野面
学舎を囲む四季折々の

風情に和して競い立つ

向学の志気理想の光り

煥たりわれら筑紫台わが母校

二、神秘はてない古都大宰府の

深き歴史を鼎に踏まえ

若者たちは未来をめざし

知識を技術を究め合う

真理の館文教の砦

錬たりわれら筑紫台わが母校

三、遠く峻しい学びの旅を

不撓不屈の努力で綴る

友垣集う醍醐の丘に

翔く鳥も颯爽と

自由を謳い若さを誇る

絢たりわれら筑紫台わが母校

意气高し

(筑紫台高等学校応援歌)

作詞 溝口梅男
作曲 上田 亨

一、醍醐の丘の 青春の

見よや我らが この壮図

熱血溢れ 闘志燃え

いざ戦はん 颯爽と

おゝ意气高し ヴィクトリー

二、あゝそれ若人 幾千の

生命の限り 諸共に

勝利の彼岸 望みつつ

遂げなん友よ 手を取りて

おゝ意气高し ヴィクトリー

三、進み励みて 勇ましく

緑の山の 四王寺の

その頂きに 打ち樹てん

我らが優勝 二字の旗

おゝ意气高し ヴィクトリー

※三々七拍子ソール
VIC VIC VICTORY

煥|| あきらか、光輝くさま
錬|| 金属をやわらかにとかしてねりきたえる意
人物をねり鍛える
物事に熟達させる
絢|| あやがあつて美しい
まばゆいばかりにきらびやかで美しい

生徒服装・髪型・学用品の規定

この規定は本校の教育方針に従い、学校内外において、常に本校生徒としての品位を保ち、自己の向上を目指すと共に、生徒相互の自覚と協力によりいつも爽やかな身だしなみで好感を与え、楽しく有意義な学校生活を過ごすことができるよう、自主的な行動の指針として設けるものである。

制服について

- 1 冬服・夏服・合服は、学校指定で適正サイズの正しい着こなしをする。
- 2 式典や集会の場合は、指定された正装を着用する。
- 3 補正等が必要な場合は、学校指定業者へ直接連絡する。

靴下について

- 1 学校指定のものと、無地（小さなワンポイント可）で、白色・紺色・黒色を原則とする。
- 2 正装のスカート着用時には、学校指定の靴下を着用する。（タイツでも可）

防寒着について

- 1 ジャンパーは、無地（小さなワンポイント可）で、黒色・紺色・茶色・灰色・白色を原則とし、ファッション性を重視したものは禁止する。
- 2 部活動で揃えているジャンパーは、生徒育成部に申請し許可を得て着用する。
- 3 コートは、無地（小さなワンポイント可）で、黒色・紺色のダッフルコートとピーコートのみ認める。
- 4 以下のジャンパーとコートは禁止する。
 - (1)ファー付（フードや袖の毛付）のジャンパー
 - (2)パーカー（男子学ランの下は許可するが、フードを出さないこと）
 - (3)ベンチコート
 - (4)革ジャン
 - (5)その他、就学にふさわしくないファッション性重視のジャンパーやコート
- 5 マフラー（スヌードは禁止）・ネックウォーマー・手袋・ニット帽子は許可するが、ファッション性を重視したものは禁止する。
- 6 スカート着用時のタイツは、黒色・紺色とし、厚さは80デニール以上とする。

頭髪について

- 1 頭髪はいつも爽やかにし、自主的に規定に合う髪型を保つこと。
- 2 男子の基準を以下に定める。
 - (1)前髪は、目にかからないようにする。
 - (2)横髪は、耳にかからないようにする。
 - (3)後ろ髪は、襟にかからないようにする。
- 3 女子の規準を以下に定める。
 - (1)前髪は、目にかからないようにする。
 - (2)前髪を伸ばすときは、飾りのない黒色・紺色のヘアピンで留める。
 - (3)後ろ髪は、肩以上になれば、後ろで束ねる。
 - (4)後ろで束ねた場合は、前から見て束ねた髪が見えないようにする。
 - (5)髪を束ねるゴムは、無地の黒色・紺色・茶色とし、飾りのついた髪留めや、ヘアバンドは禁止する。
- 4 以下の加工等を禁止する
 - (1)パーマおよびカール
 - (2)染色・脱色・ヘアーマニキュア・ヘアードライヤー焼け等の変色
 - (3)左右非対称の髪型・モヒカン・極端な刈込み・編み込み等の奇異な髪型
 - (4)整髪料や薬品等の使用による特殊な髪型
 - (5)ヘアエクステンションの使用

通学用バッグについて

- 1 通学バッグは自由とするが、高校生の就学に適しているバッグとする。
《学校指定バッグ・バッグバック・リュックサック・エナメルバッグ等》
- 2 就学にふさわしくないバッグは禁止する。
《華美なバッグ・ブランドバッグ・キャスターバッグ等》
- 3 ウエストポーチやショルダーバッグ類は、授業がない場合のみ許可する。
- 4 キーホルダーは、1個のみ認める。

通学用靴について

- 1 学校指定の革靴・グラウンドシューズおよびスニーカーとする。
- 2 スニーカーは、ハイカットやファッション性重視のものは禁止する。また、体育授業には使用できません（人工芝専用が必要なため）。

スマートフォン（携帯電話）について

- 1 校内での使用は禁止し、守れない場合は校内への持ち込みを禁止する。
- 2 校内に持ち込む場合は、電源を切り、各自で保管し盗難・紛失に注意する。
- 3 学校は、紛失等のトラブルについて一切責任を負わない。
- 4 修学旅行や宿泊研修等、学校行事への持ち込みは関係者で協議し決定する。
- 5 校外においても、使用のマナーとモラルを厳守する。
- 6 SNS への投稿や、写真・動画の掲載には注意する。

アルバイトについて

- 1 アルバイトは原則禁止とする。
- 2 家庭の事情等でどうしても必要な場合は、担任へ申し出て生徒育成部へ申請し許可を得ること。

その他

- 1 眉毛は、整える程度は許可するが加工をしない。
- 2 くちひげ・あごひげ・もみあげを伸ばさない。
- 3 化粧品の使用と所持と持ち込みをしない。（リップクリームは無色を許可する）
- 4 カラーコンタクト・まつ毛の加工・アイプチ等をしない。
- 5 指輪・ブレスレット・ネックレス・イヤリング・ピアス等の使用をしない。
- 6 爪は伸ばさず清潔を保ちネイルをしない。
- 7 携帯扇風機やアームカバーは、登下校で許可するが校内では使用しない。
- 8 制服・体操服・実習服・スリッパ等への落書きや改造等をしない。
- 9 身体にタトゥーをしない。
- 10 学用品には全て記名する。
- 11 学期に1度「身だしなみチェック」を実施する。常に自主的な行動で本校規定に沿う爽やかな身だしなみを心掛ける。

交通の規定

道路交通法・交通道德および交通に関する学校規定を守り、社会における「安全」と、「秩序」の高揚に努めるとともに、交通ルールを守る立派な社会人になるように努める。

1 自転車通学について

- (1)自転車通学を希望する場合は、担任を通して生徒育成部へ申請する。
- (2)自転車傷害賠償保険に必ず加入しなければならない。
- (3)雨天時は、必ず雨合羽を着用する。
- (4)ヘルメットの着用を心掛ける。
- (5)本校駐輪場以外の場所に駐輪をしない。
- (6)規定に違反し改善が見られない場合は、自転車通学および駐輪場利用を禁止する。

2 運転免許について

自動二輪免許取得については、一切禁止とする。また、原動機付自転車免許取得についても3年生自宅学習期間までは認めない。

3 普通自動車免許取得について

- (1)3年生で進路が決定した後、生徒育成部へ取得申請し許可を得て自動車学校へ通学できる。
- (2)免許交付学科試験は、3年生自宅学習期間とする。
- (3)卒業式前に免許交付を受けた場合は、必ず担任へ報告し卒業式当日まで運転はしてはならない。
- (4)原動機付自転車および準中型自動車免許取得についても、普通自動車免許取得に準じる。
- (5)規定が守れない場合は、懲戒処分の対象となる。

4 事故に遭遇した場合について

交通事故に遭遇した場合や、交通事故を起こした場合は、警察への届出とともに学校へ事故報告書を提出する。

5 送迎について

- (1)校内への車両の送迎を禁止とする。特に、学校近隣での送迎は厳禁とする。
- (2)怪我や病気により必要な場合は、担任へ申し出て、生徒育成部の許可を得ること。
- (3)やむを得ず送迎が必要な場合は、西鉄太宰府駅前のロータリーを利用する。

6 その他

特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）での通学は禁止する。

留志館（体育館）利用について

留志館（以下本館と称す）は、本校生徒の心身の健全なる発達を図るとともに、本校教育の活性化を図るために使用することを目的とする。

(1)適正な管理を図るため、使用時間を厳守する。

利用時間 7：30～20：00

(2)体育館シューズか室内専用の履物を使用すること。

(3)用具や器具等の破損および事故が生じた場合は、直ちに責任者に伝える。

(4)シャワー室は、宿泊を伴う場合の使用を原則とする。

(5)使用したすべての場所の清掃と、用具の収納を確実に実施する。

(6)使用状況が悪い場合は、使用禁止の場合もある。

人工芝グラウンドの利用について

人工芝グラウンドは、本校生徒の健全なる心身の発達を図るとともに、本校教育の活性化と本校の発展を図るために使用することを目的とする。

(1)グラウンド内において飲食を禁止する。ただし、水分補給は認めるが水とお茶のみとする。

(2)シューズについた土やゴミをきれいに落として使用する。

(3)金属スパイク・陸上スパイク・ハイヒールの使用を禁止する。

(4)車両や動物の持ち込みを禁止する。

(5)使用者は、清掃と用具の収納を確実に実施する。

(6)使用状況が悪い場合は、使用禁止の場合もある。

食堂利用について

1 利用時間

(1)昼休みの時間帯とする。

(2)放課後は17:30までとする。(軽食のみ)

(3)1～4時間目10分休憩に売店を営業する。(パン・ジュース類)

(4)考查中は軽食のみの営業とする。

2 利用マナー

- (1)セルフサービスのマナーを厳守する。
- (2)使用後は、テーブルを拭き椅子をもとの位置へ戻す。
- (3)ゴミや缶・ペットボトル・紙パックを回収ボックスへ分別して捨てる。
- (4)食券の購入や食事の引き換えは順序よく整列する。
- (5)食器類を食堂外へ持ち出さない。

3 その他

- (1)食券は販売当日のみ有効。
- (2)常に清潔にし、衛生に留意して利用する。

図書館利用について

本校図書館は、「学校図書館法」に定めるところにより、職員および生徒へ資料を提供し、教育課程の展開に寄与するとともに健全なる読書習慣を養うことを目的とする。

1 利用時間

昼休みおよび放課後 19:00 までとする。

2 貸し出しおよび返却

- (1)月曜日から金曜日までの昼休みのみ。
- (2)一人につき 2 冊までとする。
- (3)貸出期間は、原則 1 週間とする。
- (4)身分証明カードを提示して借りる。

3 利用マナー

- (1)館内では静粛にし、私語を慎む。
- (2)図書の取り扱いには十分に注意する。
- (3)館内には、学習道具以外を持ち込まないこと。
- (4)館内では飲食を禁止とする。